

2022 年度 学校法人享栄学園 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部ガバナンス・コードの実施状況

第 1 章 私立大学の自主性・自律性（特所ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

記載事項	実施状況
(1) 建学の精神 建学の精神は、次のとおりです。 誠実で信頼される人に (2) 建学の精神に基づく人材像 建学の精神に基づく人材像は、次のとおりです。 絶えず国際社会に生きる人としての資質を養い、豊かな教養と専門的な知識・技能を身に付けた人材	(1) 建学の精神を具現化すべく、以下のことを行っています。 ① 建学の精神の内外への公表 ホームページ・学生募集のガイドブック等における公表 キャンパス内・教室等における掲示 ② 学生への周知 入学式等、学生、保護者への学長からの建学の精神の説明と周知 ③ 教職員への周知 キャンパス内の教室、会議室等における建学の精神の掲示。 (2) 就職先・地域社会から信頼される人材育成を期し、資格取得・地域での実習・地域での PBL 等、地域と密着した教育課程を実施しています。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

記載事項	実施状況
(1) 建学の精神に基づく教育目的等 本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。 ① 大学の教育目的及び研究目的 〈鈴鹿大学〉 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広く教育を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、建学の精神に基づき国際社会の発展に貢献する人材の養成を目的とする。 〈鈴鹿大学短期大学部〉 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教養を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任	建学の精神に基づく教育目的及び研究目的は、学則の第 1 条に定め、キャンパスガイドに示して学生・教職員に周知し、入学式・オリエンテーション等で学生や保護者に説明しています。 建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は、学則の第 1 条に定め、キャンパスガイドに示して学生・教職員に周知するとともに、入学式・オリエンテーション等において学生

感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材の育成を目的とする。 ②学部・学科の教育目的及び研究目的 【国際地域学部 国際地域学科】 国際地域学部は、「Think globally, Act locally」を理念とし、グローバル化する地域社会の課題をビジネス・イノベーション力や文化・歴史などの多角的な教養を使って解決できる人材を養成することを目的とする。 国際地域学科は、グローバルなビジネスの現場で活躍する「グローバル・サービス人材」の育成、観光学・スポーツビジネスなどの専門スキルに基づいて「活力ある地域づくり」に資する人材の養成を行うため、地域の産業・行政・市民と連携した実学的な教育研究を展開することを目指す。また、グローバル化する地域社会が抱える、少子高齢化、人口減少、子育て・介護環境の整備、国際化、情報化、災害に強い地域づくりといった今日的な課題を、「地域」から解決策へとアプローチすることに重心を移していく。そして、現場主義を実践する学問として、領域横断的な国際地域学の構築を目指し、国際社会と地域社会のさらなる発展に寄与することを目的とする。 【こども教育学部 こども教育学科】 こども教育学部こども教育学科では、建学の精神「誠実で信頼される人に」に基づき、こどもたちの教育・発達支援の取り組みを通して自らを向上させ、こどもたちとこどもたちが生きる現在・将来を、よりよいものにしていこうとする人を育成することを教育の目的とする。この目的のために、教員・職員・学生が学術的・社会的・創造的な活動への取り組みを通して、貢献していくことを研究の目的とする。 【鈴鹿大学短期大学部 生活コミュニケーション学科】 生活コミュニケーション学科は、「誠実で信頼される人に」という建学の精神に則り、社会人として必要な基礎教養を身につけ、専門領域における知識・技能を教授研究し、地域社会に貢献し得る人材、すなわち学力・問題解決能力・コミュニケーション能力を有する人材を育成することを目的とする。	や保護者に説明しています。 教育目的及び研究目的を反映した3ポリシーの内容に則った入学者受入、教育課程編成と実施、卒業認定、学位授与を行っています。 教育目的及び研究目的を反映した3つポリシーの内容に則った入学者受入、教育課程の編成と実施、卒業認定、学位授与を行っています。また、ホームページやキャンパスガイドにおいて学内外に公表し、入学式、オリエンテーション等で学生や保護者に説明しています。 生活コミュニケーション学科の教育研究上の目的は、ホームページやキャンパスガイドにおいて学内外に公表するとともに、入学式、オリエンテーション等で学生や保護者に説明しています。また、社会環境等の変化を踏まえ、必要に応じて教授会で検討します。
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取り組みについて ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化	① 安定した経営を行うため、2021年度から5カ年の「中期

の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。 ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、経営教学ミーティングで進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例 - ア 建学の精神に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 - イ 教育改革の具体策と実現見通し - ウ 経営・ガバナンス強化策 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 - オ 財政基盤の安定化策 - カ 設置校の入学定員確保策 - キ 設置校の教育環境整備計画 - ク グローバル化、ICT 化策 - ケ 計画実現のための PDCA 体制	事業計画 Action2021～2025」を策定し、計画実現に向けて取り組んでいます。 ② 「中期事業計画 Action2021～2025」の進捗状況、財務状況は、主管部門において、Action Plan の振り返りと課題抽出を行い、その結果を評議員会・理事会に報告するとともに、取り組み内容及び財務状況は、事業報告書に記載し、HP で公表しています。 ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のため、常任理事会において、財務分析の結果を報告し、経営上の課題の共有や課題解決に向け意見交換を行っています。 ④ 改革のため、事務組織を再編し、委員会等の構成員に事務職員を加え、教員と事務職員とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し、教職協働の取り組みを進めています。 ⑤ 「中期事業計画 Action2021～2025」は、理事会、評議員会、常任理事会、経営教学ミーティング、教授会において共有されています。改革の実現に際しては、各部門単位で組織的に提案を受け入れる体制は整備されています。 ⑥ 「中期事業計画 Action2021～2025」には、中期的な計画に盛り込む内容例は、盛り込まれています。
(3) 私立大学の社会的責任等 ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、	① 運営基盤の強化、教育の質の向上に取り組み、積極的に本学ホームページにおいて情報の公表に努めています。 ② 学生を最優先に考え、各種機関等の関係を保ち、地元自

学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	治会等を含め、地域貢献活動に取り組んでいます。 ③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を遵守し、本学では「障害のある学生への支援に関する基本方針」を定めています。また、外国人留学生の受入れ、学生の海外留学プログラムの実施により、グローバル化や多様性等への対応に取り組んでいます。
--	--

第 2 章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

記載事項	実施状況
(1) 理事会の役割 ① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。 ② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。 ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。 ④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。	① 私立学校法、寄附行為に則り、意思決定の議決機関としての役割を果たしています。 ② 寄附行為、理事会会議規則に規定し、遵守しています。 ③ 寄附行為、理事会会議規則、常任理事会運営規程、管理規則、組織規程等に規定し、遵守しています。 ④ 理事会業務委任規則、管理規則、組織規程に規定し、遵守しています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。 ⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。 ⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。 ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。 ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	⑤ 理事会会議規則、常任理事会運営規程に規定し、年間計画を作成しています。また、審議事項は、事前に案内し、審議時間は十分に確保しています。 ⑥ 私立学校法を遵守しています。 ⑦ 私立学校法を遵守しています。 ⑧ 今後は、損害賠償責任の減免規程の整備に努めます。 ⑨ 私立学校法に基づき、寄附行為に規定し、遵守しています。
---	---

2-2 理事

記載事項	実施状況
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。 ② 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。 ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。 ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。 ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	① 寄附行為に規定し、遵守しています。 ② 寄附行為に規定し、遵守しています。 ③ 寄附行為に規定し、遵守しています。 ④ 私立学校法の規定を遵守しています。 ⑤ 私立学校法の規定を遵守しています。 ⑥ 私立学校法の規定を遵守しています。 ⑦ 私立学校法の規定を遵守しています。

(2) 学内理事の役割 ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	① 寄附行為、理事会業務委任規則、管理規則に基づき、適切な業務執行に努めています。 ② 教職員としての業務量などの配慮に努めています。
(3) 外部理事の役割 ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。 ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	① 私立学校法に基づき、複数名の外部理事を選任しています。 ② 外部理事は、理事会・常任理事会において、多様な視点から意見を述べ、議論の活発化に寄与し、理事としての業務を遂行しています。 ③ 審議事項に関する情報は、事前に資料を送付するなど、事前・事後のサポートに努めています。
(4) 理事への研修機会の提供と充実 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	学内理事については、十分な研修機会はあるが、今後は、外部理事への研修機会の提供に努めます。

2-3 監事

記載事項	実施状況
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	① 私立学校法の規定を遵守しています。 ② 寄附行為、監事監査規程に基づき、遵守しています。 ③ 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。毎会計年度、監事監査を実施し、評議員会及び理事会にその結果を報告しています。 ④ 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 ⑤ 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。

(2) 監事の選任 ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。 ② 監事は2名置くこととします。 ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	① 寄附行為、監事選任規程に基づき、遵守しています。 ② 寄附行為に基づき、遵守しています。 ③ 今後は、業務の継続性が保たれるよう、就任・退任時期について考慮します。
(3) 監事監査基準 ① 監査機能の強化のため、学校法人学園監事監査規程を作成します。 ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。 ③ 監事は、学校法人享栄学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	① 監事監査規程を制定しています。 ② 監査計画を策定し、関係者への通知に努めます。 ③ 寄附行為に基づき、遵守しています。
(4) 監事業務を支援するための体制整備 ① 監事、公認会計士及び内部監査室による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。 ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。 ④ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。 ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	① 監事と公認会計士による意見交換を実施し、監査機能の充実を図っています。 ② 監事会は設置していないが、監事相互の連携に努め、監事機能の強化を図っています。 ③ 研修会に参加しています。 ④ 審議事項に関する情報は、事前に資料を送付するなど、事前・事後のサポートに努めています。 ⑤ 監査業務の遂行に必要な情報提供に努めています。
(5) 常勤監事の設置 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

記載事項	実施状況
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画	私立学校法に基づき、寄附行為に規定し、遵守しています。

③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準 ⑤ 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨ 寄附金品の募集に関する事項 ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	議事に関する情報は、事前に資料を送付するとともに、議長とは事前に議事内容を整理し、意見を引き出す議事運営方法について、改善に努めています。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	寄附行為に規定し、遵守しています。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	寄附行為、監事選任規程に規定し、遵守しています。

2-5 評議員

記載事項	実施状況
(1) 評議員の選任 ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 イ この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 ウ この法人に関係ある者又は学識経験者のうちから理事会において選任した者 ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	① 寄附行為、評議員選任規程に基づき、遵守しています。 ② 寄附行為、評議員選任規程に基づき、遵守しています。 ③ 寄附行為、評議員選任規程に基づき、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出しています。

④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する又は評議員会で選任する扱いとしています。	④ 寄附行為、評議員選任規程に基づき、各選出区分により、理事会または評議員会で選任する扱いとしています。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実 ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。 ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	① 審議事項に関する情報は、事前に資料を送付するなど、事前・事後のサポートに努めています。 ② 今後は、学内外の研修会の機会について、積極的に案内します。

第3条 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

記載事項	実施状況
(1) 学長の責務（役割・職務範囲） ① 鈴鹿大学学長は、学則第1条に掲げる「教育基本法及び学校教育法に則り、広く教育を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、建学の精神に基づき国際社会の発展に貢献する人材を養成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、教学運営を統括し、所属教職員を統督します。 鈴鹿大学短期大学部学長は、学則第1条に掲げる「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教養を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、教学運営を統括し、所属職員を統督します。 ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。 ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	① 学長は、経営と教学を統括する「経営教学ミーティング」を定期的開催し、各部門の状況を把握するとともに課題に応じ指示を命じる等、大学の目的を達成するための活動を行い、所属教職員を総督しています。 ② 学長は、学校教育法に基づき、寄附行為、管理規則及び理事会業務委任規則等に規定するとともに遵守し、経営側の意見・要望を職務に反映させ、理事会から委任された権限を行使しています。 ③ 学部や事務局の連絡体制により情報を周知する他、教授会や全学への説明会等を開催して説明を行うなど、状況に応じた情報の共有を図っています。
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割） ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人享栄学園組織規程	① 学校教育法に基づき、組織規程及び関連規程に規定し、

において「副学長は、所属長を補佐するほか、学校法人享栄学園理事会業務委任規則第5条に基づき所属長の職務を代行する。」としています。 ② 大学に学長補佐を置くことができるようにしており、学校法人享栄学園組織規程において「学長補佐は、学長から指示された特定の業務を全学的な立場で補佐する。」としています。 ③ 学部長の役割については、学校法人享栄学園組織規程において「学部長は、学部における教育・研究が円滑かつ有効に行われるために、部門内の意見を取りまとめ、学長を補佐する。」としています。	遵守しています。 ② 経営教学ミーティングの運営を代行させているほか、状況に応じて補佐しています。 ③ 学部長は、組織規程、学則及び教授会規程に基づき、学部の運営を担当し、学部内の意見を取りまとめ、学長を補佐しています。
--	---

3-2 教授会

記載事項	実施状況
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	学長は、教授会の審議内容について意見を聴取し、最終判断を行っています。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

記載事項	実施状況
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現に相応しい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。 ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラス	① 大学のWebサイトで公表する他、入学時の配布資料に記載し、オリエンテーションにおいて周知しています。 ② 学生へのアンケート等を実施し、その内容を公表するとともに教育改善を行っています。 ③ ハラスメント防止等について、大学の取組を学生へ周知

メント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	しているほか、大学の Web サイトへ公表しています。また、就業規則、ハラスメント防止等に関する諸規程に基づき、遵守しています。
---	--

4-2 教職員等に対して

記載事項	実施状況
(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	実効性のある中期的な計画の策定・実行・評価による大学価値向上を確実に推進するため、組織規程及び関連諸規程に基づき、教員と事務職員による教職協働体制を確保し、効果的な管理・運営に取り組んでいます。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。 ① ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤の理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 ② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。 ③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	全教職員が、建学の精神、教育目的等を理解し、教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向け取り組んでいます。 ① 理事・監事には、中期事業計画や事業実施状況及び課題等について情報を共有し、意見交換等を踏まえ、理解を深めています。今後は、個々の理事・監事に適合した研修機会の提供・斡旋に努めます。 ② 自己点検・評価委員会に F D ・ S D 推進部会を置き、授業参観、授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業改善を行うとともに、シラバスには 3 ポリシーとの関連性を記載し、教育の質保証に取り組んでいます。また、FD 活動の年間計画を策定し、教授機能と教員組織としての機能の高度化に向け、取り組んでいます。 ③ 自己点検・評価委員会に F D ・ S D 推進部会を置き、職員の S D 研修を定期的実施するほか、部門毎の S D 研修を奨励することで職員の資質向上を図り教職協働を担える職員の育成に努めています。

4-3 社会に対して

記載事項	実施状況
(1) 認証評価及び自己点検・評価 ① 認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。 ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。 ③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	① 大学及び短期大学部は、平成 28 年度に認証評価機関の評価を受け、適合と認められました。その後は、評価結果を踏まえ、教育・研究の向上・改善に取り組んでいます。 ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革の実施のため、自己点検・評価委員会を設置し、定期的に点検・評価に取り組んでいます。 ③ 自己点検評価報告書及び認証評価機関による評価結果は、本学ホームページで公開し、学内外への説明責任を果たしています。
(2) 社会貢献・地域連携 ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。 ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。 ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	① 産官学共同など、学部・学科ごとに特化した連携、あるいは学部・学科を超えた総合的な地域連携プロジェクトに取り組んでいます。 ② COC (地域連携)・国際交流センターを設置し、SUZUKA 産学官交流会をはじめ、産学、官学、産産等との連携に取り組んでいます。 ③ 公開講座運営規程、履修証明プログラム運営規程に基づき、生涯学習の場を広く提供する取り組みを行っています。 ④ 鈴鹿市との「大規模災害時における避難場所としての使用に関する協定書」、鈴鹿市社会福祉協議会との「災害時発生時における相互協力に関する協定書」に基づき、合同訓練の実施などに取り組んでいます。 ⑤ 学生一人ひとりが興味関心のある SDGs の活動に取り組む機会を設け、大学全体で取り組んでいます。

4－4 危機管理及び法令順守

記載事項	実施状況
(1) 危機管理のための体制整備 ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等） ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策 ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。	リスク管理規程、気象警報発令に伴う業務等の取扱規程、防火防災管理規程、公益通報規程、ハラスメント防止のためのガイドライン規程、安全衛生規程、情報セキュリティ基本方針等を整備し、遵守しています。 また、避難訓練、ハラスメント防止研修会等を実施しています。今後は、事業継続計画の策定に努めます。
(2) 法令遵守のための体制整備 ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	就業規則等、関連諸規程を整備し、遵守しています。 公益通報規程により、外部相談窓口を設置し、学生及び教職員に周知するとともに、遵守しています。

第5章 透明性の確保（情報公開）

5－1 情報公開の充実

記載事項	実施状況
(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	① 学校教育法施行規則、私立学校法等によって公開するとした情報は、本学ホームページ等で公開しています。

オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	② 学校教育法施行規則、私立学校法等によって公開するとした情報は、本学ホームページ等で公開しています。
(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携 ② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画 ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報	① 本学ホームページ等で公開しています。 ② 本学ホームページで公開しています
(3) 情報公開の工夫等 ① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を	① 私立学校法に基づき、寄附行為に規定し、遵守しています。 ② 今後は、情報公開方針を策定し、公開に努めます。

策定し、公開します。

③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

③ 主な公開方法は、本学ホームページで行っています。また、大学パンフレット、大学ポートレートにも掲載しています。

④ 常に説明内容を工夫するなど、改善に努めています。